

平成19年度 第1回 芦屋市環境審議会 会議要旨

日 時	平成19年8月9日(木) 9:00~11:00		
会 場	北館4階 教育委員会室		
出席者	会 長 盛岡 通 副会長 浅川 好雄 委 員 岸 寿子, 日下部 昇, 小林 功, 幣原 みや, 竹内 恵子, 立花 暁夫, 津久井 進, 畑中 俊彦, 林 まゆみ, 山崎 古都子(欠席) 事 務 局 山中市長, 大瓦技監, 定雪環境部長, 佐田都市計画担当部長, 橋本環境担当次長, 徳満都市計画担当次長, 岡松まちづくり・開発事業担当課長, 林公園緑地課長, 森位環境課課長補佐, 下岡公園緑地課課長補佐, 東都市計画課課長補佐, 越智環境課主査, 鹿嶋都市計画課係員		
会議の公表	公 開	非公開	部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>		
傍聴者数	0 人		

1 議題

<協議事項>

- 1 緑の基本計画(案)について

<報告事項>

- 1 芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について
- 2 芦屋市環境計画の進捗状況について
- 3 芦屋市環境保全率先実行計画の実施状況について
- 4 第2次芦屋市環境保全率先実行計画の策定について
- 5 環境マネジメントシステムの導入について

2 内容

1 開会

事務局(橋本): ただいまから芦屋市環境審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議はお手元の会議次第により進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは順次, 市長から委嘱状をお渡ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付

~各委員に委嘱状を交付~

3 市長挨拶

山中市長: 皆さんおはようございます。暑い中, 皆さんお忙しい中, また朝早く

からご出席をいただきましてありがとうございます。また、この度環境審議会委員にご委嘱申し上げましたところ快くお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。これからどうぞよろしく願いをいたします。

本市は16年の1月1日に、芦屋庭園都市宣言をいたしまして市民の皆様との協働によりまして、世界の人から世界中の人から一度は日本の芦屋という美しい町に行ってみたくと言われるような美しく潤いのある町づくりを目指して、今取り組んでいるところでございます。2,3日前に発売されました週刊紙では、東京23区を含めて800の市の中で13番目に安心して住める町ということで、東京を除けば3番目に住みやすい町でございまして、世界で一番美しい町、住みやすい町を目指している本市にとっては、そのうち近いうちに世界ランキングが出ることを期待しているところでございます。

本日の審議会で協議事項にあげさせていただいております緑の基本計画(案)は、街の緑全般について将来あるべき姿を明らかにして、緑を守り創り育て芦屋庭園都市を実現して、緑豊かな町を次代に引き継いでいくため早急にしようと考えているところでございます。

どうぞ委員の先生方におかれましては、貴重なご意見をお聞かせいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

4 委員及び行政職員の紹介

事務局(橋本): 次に委員の皆様及び本日出席しております行政職員の紹介をさせていただきます。それでは、名簿順に委員の皆様方に簡単に自己紹介をよろしく申し上げます。

岸委員: はじめまして。芦屋ハーモニーライオンズクラブに所属しております、会長の岸と申します。環境に関しましては非常に日頃から関心をもっておりまして、少しでもお役に立てることがあるのならと思っただけで参加させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

日下部委員: 日下部です。職業は弁護士です。たぶん弁護士という立場で意見を述べよということでしょうが、主としておこなってきたのは人権擁護関係で、特に最近、刑事施設などの各施設に視察委員会の第三機関を設け、そこで話を聞いたり意見を述べたりいろいろやっています。基本的には、環境問題もある意味では人権が問題にもあると思いますし、そういう観点から取組みたいと思います。よろしく申し上げます。

小林委員: おはようございます。小林功と申します。NPO法人のワット神戸というところで、常に環境問題に取り組んでおります。この会におかれましては、皆さんとともに勉強したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

幣原委員: 皆さんおはようございます。幣原みやでございまして。芦屋市議会からの選出ということで、この度、環境審議会の委員にさせていただきました。議員としましては、緑化等かなり興味を持って活動させていただいておりますので、何度か一般質問でも取り上げさせていただいたことがありますので、この度、環境審議会の委員にご指名いただきましたことは大変ありがたく思っておりますので、いろいろと努力をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

竹内委員: おはようございます。コープこうべの組合員の竹内と申します。先日、5月31日に芦屋市との買い物袋関係の協定を結ばさせていただきました。どうもあり

がとうございました。6月1日から買い物袋をレジで精算という形に全店でしております。皆様もご存知かと思えますけれども、それも含めて今後ともよろしく願い申し上げます。

立花委員： コミスク連絡協議会を代表いたしまして参りました立花です。私の役目は直接市民にいろいろなインフォメーションなりムーブメントを起こせるセクションにありますので、何かございましたらそういうお手伝いをさせていただきたいと思えます。市長のおっしゃる世界一目指してこの美しい芦屋を創るということには大いに賛同しております。よろしく願いします。

津久井委員： 津久井と申します。弁護士です。よろしく願いいたします。地元の弁護士として、ご意見を申し上げたいと思っております。先ほど、日下部委員がおっしゃっていましたが、人権について、弁護士はいろいろと活動しているわけですが、良好な環境の中で住まいますということは人権だと思っておりますので、そういう観点からも取り組みたいと思っております。また、被災地の中で被害が大きかったのが芦屋市ですが、安全で安心な町づくりを進めるという観点から、今回の緑化の問題にしてもいろいろと考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

畑中委員： おはようございます。芦屋市議会議長をさせていただいています畑中俊彦でございます。タバコのポイ捨て禁止条例制定並びに、また今回の町づくり、美しい町づくりの条例について追求してきた議員として、また、環境の問題に取り組めることを喜んでおります。一生懸命やっておりますので、よろしく願いいたします。

林委員： 林まゆみです。よろしく願いいたします。兵庫県立大学と淡路景観園芸学校で教えております。芦屋市さんとは今は芦屋市史編纂で関わらせていただいています、景観とか環境とかをさらに今日の芦屋市さんとの関わりを深めていけるのを楽しみでございます。よろしく願いいたします。

盛岡委員： 盛岡でございます。今の環境問題についてはどちらかというと、身近なところから地球規模を問題に段々と焦点が移っております。ただ、どうしても芦屋の環境となると足元から考えていくというのがベースになります。もしよろしければ、日本以上に早く工業化や都市化が進んだ、そして、経済的には苦境にたったといわれているイギリスがどのように温暖化対策に取り組んでいるのか、少し覗いていただけたらと思います。今後の議論の中でも庭園都市、あるいはポイ捨ての問題、そういうところに関心があってスタートされていることは、私は大変結構なことだと思いますが、世界の都市と競合する芦屋は、地球の隅々のいろいろな問題に関しても、是非関心と行動を積極的にとってほしい。それこそが世界から賞賛される小さいけれども、大変偉大な都市だと言われる背景だと思います。よろしく願いいたします。

浅川委員： 今回も、皆さんとご一緒に審議会の中で協議したいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（橋本）： それでは引き続きまして行政職員のご紹介をさせていただきます。

～ 行政職員の紹介 ～

5 会議

(1) 会長・副会長の選出

事務局（橋本）： それでは、次に正・副会長を選出したいと思えます。芦屋市環

境審議会規則第4条の規定で会長、副会長は委員の互選によって定められておりますが、いかが取り計らいでしょうか。まず、会長の方から決めていただきたいと思います。

浅川委員： 従来、盛岡先生にお願いをしております関係で、芦屋市の環境問題に関しましても精通しておられますので、ぜひ盛岡先生に今回もお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局（橋本）： 浅川委員さんから、引き続き盛岡委員に会長をお願いしてはとのご発言がございましたが、そのように取り計らいさせていただいてもよろしいでしょうか。

～ 異議なしとの声 ～

それでは、盛岡委員さんよろしくお願いいたします。引き続き副会長の選出をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

立花委員： よろしいですか。久しぶりにある方をここで見受けました。コミスク十何年やっていますが、そのときコミスクの委員長会議と一緒に、そのときから環境、環境とおっしゃった方がいらっしやいまして、これが一つの理由です。二つ目は、今、会長をご推薦なさった限り、副会長で責任をもってもらいたいと思ひ、この二点で、浅川委員よろしくお願いいたします。

事務局（橋本）： ただいま立花委員から浅川委員に副会長とのご発言がございましたが、いかがでしょうか。

～ 異議なしとの声 ～

それでは、副会長は浅川委員さんよろしくお願いいたします。

芦屋市環境審議会規則第4条の規定で、会長・副会長は委員の互選によって、会長は盛岡委員に、副会長は浅川委員に決定いたしました。

（2）会長・副会長 就任挨拶

盛岡会長： 会長としてすべきことは、皆様方の大変活発な議論を、できるだけ促すというのが役割だと思っております。皆さんにご発言をしていただくような場作りに努めてまいりたいと思っております。

環境審議会の開催時には、できるだけ早めに、さまざまな資料を作って頂いて事前の説明をいただく中で、会議そのものは自主的な運営という形でしていただければありがたいと思っております。

浅川様には、市民としてのとりまとめをお願いしたいと思います。

浅川副会長： 盛岡会長の足を引っ張らないよう務めさせていただきたいと思ひます。皆様のご協力とご支援に基づいて副会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（3）委員出席状況の報告

盛岡会長： 委員の出席状況は成立していますか。

事務局（橋本）： 11名のご出席でございますので、会は成立しております。

盛岡会長： 会が成立していること確認させていただきまして、議事録の署名委員の指名をさせていただきます。

（4）署名委員の指名

盛岡会長： 浅川様と岸様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

傍聴は公開制度ですので、ありましたらお招きしたいと思います。傍聴の方はおられますか。

事務局（橋本）： 今のところはございません。傍聴の方がお見えになられましたら、諮らせていただきたいと思います。

盛岡会長： 原則公開ですので、いらっしゃればお招きしたいと思います。

（５）議事

盛岡会長： 今日は特に諮問という形態ではないそうでございます。報告事項が４件と協議事項が１件ということであります。協議事項は、緑の基本計画（案）についてということでございますので、この点について事務局からご説明いただいた後、協議をさせていただきたいと思います。それでは説明を事務局からお願いいたします。

岡松まちづくり・開発事業担当課長： ～ 緑の基本計画（案）の説明 ～

盛岡会長： では、今ご説明いただいたところにつきまして、ご質問、ご意見を賜りたいと思います。

幣原委員： 緑化そのもの、緑を増やしていくということには勿論諸手を上げて賛成の立場ですが、一度創った緑、樹を植えたものが枯れてしまったということでは何をしているのか分からないかと思うのですが、この計画を拝見したら増やしていこうということで数値目標等掲げられて非常に分かりやすく数字で入っていますが、例えば総合公園のような大きなものはさておき、地域にあるような公園、緑地等は自治会しかり地域住民の方にお水やりとかそういうのをお任せしている現状があるかと思えます。非常に市民の方は緑化には協力的で、本当に快く皆さん受けて頂いているという状況があると思えます。そういうことを踏まえて、今後とも協力をいただくという観点から、市民の方から水やり等こうやった方がやりやすい、ここはちょっと水やりをするのに苦勞するとか、そういう声が上がってきたときは、そのことを含めて緑化ということで意識を持っていただきたいのですが、その辺りは計画を作る段でお考えになられた事はございますか。

林公園緑地課長： ただ今の委員のご質問ですが、現在、街区公園、いわゆる地域の身近な公園につきましては、主に周辺の自治会の方が中心となって、公園の清掃、水やりをやって頂いております。数ある公園の中ではまだ 1/2、1/3 も到底っていないですが、公園を新たに造っていく中では、市民の方のご意見を聞きながらの公園造りということも考えておりますので、維持管理につきましても今と同じ考え方で、ご協力いただくような方針で考えております。

幣原委員： 分かりました。ご協力いただくという方針でということで、勿論そういう流れになると思いますので、ご協力いただきやすいような形も整えていただくということも含めての緑を増やしていこうというような計画ということで思っていたいただければと要望しておきます。

津久井委員： 今のご質問とご答弁を伺って、言葉の問題ですが気がついたのでご意見申し上げます。21 ページから色々項目が挙がっているのですが、例えば 23 ページの芦屋らしい緑を創るの に住民緑化団体による緑化の推進というのが書いてあります。緑化活動団体というのは非常に幅広いものですが、それに対する支援が「団体の結成を支援します」と創るところまでしか書いてないが、創った後の活動の支援もなさっているというご答弁もあったのですから、団体の結成及びその活動を支援しますという風に書かれるべきです。また、24 ページの芦屋らしい緑を育てるの検討施策の も、「自治会やまちづくり協議会と話し合って市は管理手法の構築の支援の充

実を図る」ということで、非常に間接的な言い回しをされていて、支援内容がどのようなかわからないような書き方をされているので、率直に自治会やまちづくり協議会の活動を支援するというようなもう少し直接的な表現を全体に考慮されたらどうかと思います。意見です。

日下部委員： 芦屋庭園都市宣言や国際文化住宅都市という理念を掲げておられて、その結果が 28%、平成 32 年度 269ha とお聞きしたのですがイメージ湧きません。国際基準から見て、芦屋市が理想とする緑のゆたかなまちが世界にあるのかどうか知りませんが、世界的に見て緑ゆたかなまち、理想とされるまちと、目標としている緑被率 28%との関係が、どういう緑ゆたかなまちなのかどうかピンときません。その辺を資料的につけなければ、目標が何で 28%、どういうまち、街並みなのかと具体的にイメージが湧いてこないのですが。

岡松まちづくり・開発事業担当課長： 緑地の計画的な考え方から言いましたら緑被率 28%としていますが、計画論から言ったら 30%が必要だろうと考えています。あるいは都市公園につきましては、一人当たり 20 m²の面積が必要であると、計画論的にはそういうような話があります。

日下部委員： 30%だったらどういうまちのイメージなのか。実際に 30%の緑被率のまちというのは世界にあるのですか。

岡松まちづくり・開発事業担当課長： 具体的には今、芦屋浜団地が現状 27.8%の緑被率となっています。

盛岡会長： 日本の場合、特に阪神間のエリアですと後背部に山があります。この山の緑をカウントするか、市街化調整区域だからカウントしないかによっては大分イメージ違います。市域全体からすれば、後背部に山地を抱えているところでは、市街化調整区域で緑を 3 割から 5 割くらい持っているところが多い。芦屋市の場合 3 割とおっしゃっているのは市街化区域の中で 3 割。問題はこの 3 割の緑とおっしゃっているものの中身はオープンスペースを含めてということです。オープンスペースというのは緑に覆われてないグラウンドも入っています。勿論、市街化区域内の緑の中には私の庭の緑も入れてカウントしています。これは緑被という概念からです。だから 3 割というのは芦屋浜、南芦屋浜を歩かれて緑は多いと言うのですが、例えばヨーロッパのベルリンのように、まちの真ん中にまとまった森があるような都市に比べると、それだけのボリューム感はあまり感じられない。代わりに山の緑の素晴らしさというのは日本が誇るものだと思います。3 割がいいかどうかというのは絶対基準でも何でもありませんので、是非芦屋市らしい目標を掲げてもらったらいいと思います。

日下部委員： この緑被率という考え方は世界共通の考え方ですか。

盛岡会長： 緑被という概念はそうです。

日下部委員： その場合に、市街化区域か調整区域かは日本人の概念かも知れませんが、考え方としては都市部の中での緑のパーセンテージという基本は一緒なのですか。例えば背景をカウントしないというような。

盛岡会長： 背景をカウントするかしないかも国によって違います。だから日本に於ける相応しい、人々の緑に対する満足感を高めるにはどうしたらいいかというところからご議論いただいた方がいいのかも知れません。

日下部委員： 奥池町では緑被率といったら 8 割か 9 割くらいいいと思います。そういうところと比べると、28 なり 30 というパーセンテージがピンときません。勿論、数値目標を掲げないといけないでしょうし、そのためにどういうことをしていくのが必要だと思うのですが、基本的には 28%というイメージがこういうものだということ

を提供しなければ、市民の方々に現状は 22%でそれが 28%になればこういう街並みなり都市の景観になるというイメージが湧いてもらわなければ努力できないという意味で、具体的なイメージをこの中に入れていただければいいのかなと思うのですが。

竹内委員： 芦屋らしさって何か考えたとき、ゆとりのあるものを皆さん求めてらっしゃると思うので、この数値もゆとりのある数値で考えていただきたいということと、それからプランターなどを置く話がありますが、プランターをおいて頂いても統一感がないと余計ごちゃごちゃとした感じになります。住民の皆さんの交流というのはとても難しいと思いますが、ここの地域はこういうものをとかいうように全体トータルとしての美しさというものを求めて頂きたいということと、木というのは段々大きくなり 20 年も経ますと、木も大きくなって森のようになります。そういう事も考えて中に入れていただいたらと思います。以上です。

林委員： 非常によく網羅されている基本計画だと思います。ただ、もう少し全体的にそれぞれの地域の評価の中の歴史性、文化性、これからどのように使っていくのか文言として入れていただければより芦屋らしさが出るのではないのでしょうか。例えば芦屋川は緑が少ない、もっと緑化しないといけないと書かれてあります。私はお花見に芦屋川か夙川に行こうかとよく迷いますが、やっぱり芦屋川に来ます。緑は多いのですが砂埃の舞う夙川に比べてそろそろと歩くより、芦屋川が持つ限界性、お花見の文化性、歴史性など、味わいが豊かなのです。それぞれの地域の課題や、どう使われてきたか、どう使っているか、どんな風に使っていききたいかということも入ってくるのかも、今後の緑の基本計画として求められていると思います。

盛岡会長： 芦屋市の場合、景観形成の計画は別にお持ちですか。

岡松まちづくり・開発事業担当課長： 平成 8 年に景観条例を作りまして、その時にまとめております。

盛岡会長： その時には緑空間の歴史性とか文化性とか、そういう部分について、例えば芦屋川というのは極めて重要な都市の軸になっていますよという位置付けはされているのですか。

岡松まちづくり・開発事業担当課長： されています。市民の方の関心もすごく大きいです。

盛岡会長： その部分を、もう少しこの中にも強められたらどうですかというご意見だと思います。

津久井委員： 同じような話かもしれませんが、そもそもどういう位置づけなのかということ、序章や第 1 章の辺りに書いておられるかと思うのですが、芦屋市の中でこの緑の基本計画はどの程度大事なものなのかっていうことがよく分からない。プライオリティが市の施策の中で色々あると思うのですが、先ほど市長も世界一になるためにこの緑の基本計画をとお話されていましたが、そうすると芦屋市の現下における最重要課題がこの緑のまちづくりということであれば、もっとはっきりと書かれなと、色々ある施策の横並びの一つにしか見えないかもしれないと思います。例えば序章、第 1 章を見ても最も力を入れるとか、芦屋市に於いて今歴史的に見て非常に大事だと思ふという言葉は無く、2 ページの終わりのところに強力に進めるためとすつと書いてあるぐらいで、どの程度強力にお進めになるのかがよく分からない。以前、芦屋市環境計画を作ったときに、こちらの審議会で議論したときに、例えば芦屋庭園都市宣言をしたのだから、庭園にマンションは要らないのではないですかと言ったような覚えがあります。ただその時にはマンションというのは都市計画課が考えることなので環境課の考えることではないという縦割りの話もあって、調整は難しいとい

うことで終わったと思うのですが、市としてこの緑の基本計画を本腰入れて最重要とするのか、10番目なのか、もっと下なのかわかりませんが、どの程度力を入れるのかということ序章や第1章に書かれたほうがいいのではないかという気がしました。今、林先生のお話を聞いて、歴史的は意味合いや西宮と比べて芦屋はこうだということも、一つ芦屋川を取ってみても具体的に語れるわけですから、そういうことを総論部分に書かれたらどうかと思いました。以上です。

浅川副会長：　そもそも芦屋の緑は、「私」の緑が大半を占める。「公」の緑は昔と比べて現状はまったく変わっていない。そういう「私」の緑が段々壊されて、マンションの問題も増えましたし、分割して住宅が建つ。住宅の中で昔のような住むところとお庭といえば比較にならないほどお庭のほうが、緑の方が多かったという、そういう時代の緑がクローズアップされております。それだけ緑が無くなっている事、減少している事は紛れも無い事実です。芦屋市の施策として、我々団体が取り組んでいる一つとしまして植樹があります。県は何万本植樹ということで、県下で奨励をしています。芦屋市はそういう奨励をしているのか、しているとすれば、どこを植樹すべきなのか、そういう青写真等はあるのかどうか。我々は、高座の滝を5年計画で1年20本ということで桜の木を100本植えました。そういう場所を提供していただいたらその場所にあうような樹種もあるでしょうし、芦屋市民は、すごく緑というようなことに関しての関心度は高いと思いますので、この場所にこのように植えてくださいというようなところがあれば、市民団体がそれに協力して参加すると思います。でもそういう施策はあるのか無いのか。それともう一点、マンションの話も出ましたが、公共施設も含めまして市街地のポットなどに対する奨励とか営業はなさっていると思うのですが、屋上緑化などの奨励がこれからもいるのではないのでしょうか。特に学校などは情操教育の中で屋上緑化というようなことの奨励、それに対する援助というようなことも大切になってくるのではないのでしょうか。それから、ご発言の中にありました30%の植樹とはどんなものか分かりませんので、少なくとも東灘区は何十パーセント、神戸市の市街地に関しては何十パーセントというような比較ができるような数字が欲しいと思います。以上です。

盛岡会長：　皆さんがおっしゃっておられるは意見だと思います。審議会上に諮問される時期は10月か11月となっておりますが、今出ている意見を原案作りの中に反映していただくというのがまず一つ。もう一つは、次回審議会として諮問を受け、その時に議論するだけではちょっと間に合わないのではということもありますので、今の時点でご意見を出していただくと有難いです。

林委員：　今の副会長のご意見にも関連するのですが、例えば環境基本計画と少し重なるところがでてくるという気もするのですが、創る、守り、育てるっていう、育てるのは勿論メンテナンスというのもあると思うのですが、それは市民意識というのか、今ある緑がどう使われてきたか、どう使っていくべきなのか。具体的に言えば、いま芦屋川の桜こんなに綺麗よっていう情報を発信するのはとても意味があることなのですが、そういった情報発信機能、啓発機能、あるいは今ある文化的な営み、遺跡とかもありますし、そういったものをどう根付かせて意識してもらって守っていくということも含めて頂いてはどうでしょうか。他の環境基本計画との関連もあるし、すみ分けというのがあるのかもしれませんが、緑化以外のソフトな要素もより充実させて頂きたいと思います。

盛岡会長：　印象として伝統的な緑の計画は、オーソドックスな計画だと思います。例えば各地域ごとにどういう緑化団体があるのか、どんなイベントが年間通してなさ

れているかほとんど書かれてないので守り育てる主体が見えない。そういうのを書き上げたような例を，林先生から全国の面白い事例をご紹介頂いて参考にしてもらったらどうでしょうか。非常に綺麗に書かれているのですが，サプライサイドの書き方という印象を持ちます。

林委員： 芦屋の市民の動きがわかるような記述があればよいですね。

盛岡会長： 非常に一生懸命なさっているのはよく分かるので，それは評価したいと思います。できましたら，今日意見が出ております分について，事務局はこのように捕らえておりますという情報を纏めて頂いて，お渡しいただけませんか。ほんとうは事務局として答えたいことが山ほどあると思います。そのことをペーパーにもらって，我々に対する答えにしてもらえると，かなり議論が変わっていいと思います。よろしくをお願いします。

岸委員： 芦屋市に歴史がある大木，老木が街中にあります。そして民有地の中にもあります。民有地の大きな森が切られる。非常に寂しいものがありますので，それも緑被率の中に入ってくると思いますので，保存も考えて活かして頂きたいと思いません。

盛岡会長： 当審議会の前身の時代から保護樹，保護樹林の問題は難題でございます。是非，保全活用のための施策の充実をお願いしたいと思います。この緑の計画と後ほどご説明いただく環境計画の新しい取り組みとは少し繋がりもあると思いますので，後ほどのご説明をうかがって，あるいは緑化等環境保全事業助成金の交付状況というのがあって，こういうことを通して民地側の緑が確実に育っているということが私たち確認出来れば非常に有難いなと思います。そういう見地から，報告事項のご説明を一括でしていただいて，それで質問と討議をさせていただきます。それでは，よろしくをお願いします。

< 報告事項 >

芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について

橋本環境担当次長： それでは，報告事項に移りたいと思います。まず，平成 17 年度芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付等につきましては，17 年度の募集は，17 年 4 月 1 日から 5 月 13 日まで行い，交付決定しましたのが 16 件，金額にいたしまして 2,996,000 円です。あと，市の環境処理センターの場内の補植工事を行いまして合わせて計 3,000,000 円になっています。

芦屋市環境計画の進捗状況について

橋本環境担当次長： 17 年度の芦屋市環境計画の実施事業報告書です。これにつきましては，第 2 次環境計画の 5 つの基本目標，7 つの基本方針，それに基づいて，各所管で行いました事業を掲載しております。

芦屋市環境保全率先実行計画の実施状況について

橋本環境担当次長： 17 年度の環境保全率先実行計画の取り組み状況をまとめたものです。まず，数値目標としましては，温室効果ガスの排出量を 8% 以上削減するということを目標としていましたが，結果は，17 年度は 14.4% の削減ということで，8% の数値目標を上回る結果となっています。

今後の取り組みとしましては，電気，都市ガス，ガソリン等の各項目での使用料削減に向けて，全職員が更なる取組を強化していく必要があるとまとめています。

第 2 次芦屋市環境保全率先実行計画の策定について

橋本環境担当次長： これは第 2 次芦屋市環境保全率先実行計画でございますので，

計画期間が 18 年度から 22 年度の 5 年間、基準年度を平成 17 年度にしまして、市としまして、特に地球温暖化防止対策として温室効果ガスの削減に向け取り組んでいるものです。

環境マネジメントシステムの導入について

橋本環境担当次長： 第 2 次芦屋市環境保全環境率先実行計画は、環境マネジメントシステムを導入し、より実行性を高めていきたいと考えています。それが環境マネジメントシステムです。これは平成 19 年 3 月 1 日から導入し、今取り組んでいるところにいるところですので。以上です。

盛岡会長： それでは、全体をご覧になられて、報告事項ではありますが、ご意見を賜りたいと思います。

幣原委員： 平成 17 年度の緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について、芦屋市はその公の緑というよりも民間の緑の部分が歴史的に見ても現実には多いというような傾向があると思います。それで公の緑のことに關しましては、最近その公共施設の緑化に関して例をあげますと、新しく建ちました精道小学校の屋上も緑化をしていただきましたし、消防署の建設計画を教えていただいても、屋上緑化はかなり広い範囲でとっていただいている、公共施設のことに關しては前進しているというような意識はもっています。しかし、公の緑というのも一定限界があり、民間の方々の緑化というのも推進していただかないと、全体の率は上がらないと思っています。と思いますすと、この助成金が引き金になって民間の緑を増やしていくことに関しては、これは大事なことだと思います。これは、総額が 300 万円ということとで予算があり、この枠が現在いっぱいになっているということだと思いますが、私の気持ちとしては、もっとこういう緑化の助成金制度があるということとを広く皆さんに知っていただいても、もっといろいろ他の市民の方々にも参加していただいても利用していただきたいと思ひます。この助成金のあり方についても、総額を見直すなり現実対応できないものなのかということとを常々から感じていますので、この場でも意見として申し上げておきたいと思ひますので、ご検討をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

盛岡会長： この緑化等環境保全事業助成金というものは、過去にこの原姿にいたる社会的な背景があったということとで理解していますが、民有地の緑化も含めて、県でも緑税の活用を含めた拡充が進んでいますから、緑そのものについての支援の枠組みは結構厚いのですが、温暖化対策としての太陽光発電は、むしろどんどん補助が削られ、大体 10 年以上経たないとその元がとれない。元がとれるから設置するということだけではよくないのですが、しかし、一般的には努力すれば報われるという枠組みを、みんなで作ろうという中で提案されているのが東京都です。私としては水先案内的な役割をどこかの市がやってほしい、特に芦屋市は。そういうこととで枠組みを作っていく水先案内の役割を、行政はとってほしい。掲げたら協力してくれる団体も多いと思ひますので、どこかで考えておいてください。

小林委員： 市役所南館からこの北館へ移動するときに、渡り廊下がありまして、そこに屋上緑化をされていますが、雑草があり、また花を植えられていますが、たぶん枯れて全く花が咲かない。それを見せてもらったときに、やはりメンテナンス費用であったり、ランニングコストの計算が全くできていないのかなと思ひます。やはり雨水利用と、その中で例えば太陽光発電をもって雨水を利用するようなシステムを、一般家庭では少し難しい部分がありますので、例えばこういう話が自治体に出てきたときに助成を持つとかいうようなことを考えていただけたらと思ひます。まず、やは

り緑を増やすということに、一般の方々には、いかに負担にならないような形を考えていかなければと思っています。意見です。

盛岡会長： 維持管理を一生懸命しておられる方がいらっしゃる。松浜公園の維持管理はほんとう丁寧に草を抜いておられる。市役所の前のガーデンの部分も警備員さんがされておられる。あれはボランティアでされているのですか。

定雪環境部長： 花植えにつきましては、市民の方と市の職員が一緒になってやっております。日常は今の警備員の方が、水やりをご無理をしてやっていただいております。

盛岡会長： そういう動きが一番大事であると思います。

浅川副会長： 今の芦屋川は、どこを見ても水が流れていますし、川底の方は緑があり、子供が水の中に入って魚を追っているという光景はすごくいい風景に映っています。その芦屋川の水が枯れて、子供たちも寄りつかない、ただ犬の散歩道だけだという時期を考えましたら、芦屋のシンボルであります芦屋川は寂しいという感じがします。河川敷を低木とか花壇にするとかといった利用方法が、治水に邪魔にならないような河川敷の利用として、県へ要請して実現したらいいという市民的な希望があり、県に認めてもらうというようなことになればうれしいという気がしています。

盛岡会長： 宮川の方は何か計画が進んでいるのですか。市議員さんからニュースレターが入り、やりますと書いてありましたが、何をされるのですか。

大瓦技監： 宮川につきましては、今年度から、まず護岸の底が壊れている部分ありますので、先に治水の関係の防堰堤を作り砂がたまった段階で、川の底に飛び石やわんどを段階的に今年度の後半から県で整備していただけることになっています。

盛岡会長： 全体として、いろいろなことをやっておられるのですが、やはり審議会だから情報がアクセスできるし宮川の話も伺えますが、市民には知ることができないことが心配です。どこかでご説明いただけるような機会をお願いしたい。

定雪環境部長： 今回の宮川の河川環境整備といいますのは、昨年5月から8月くらいにかけ、市民の方に集まっていたきワークショップを行いました。43号以南ですが、現地を見ていただいてどういう川にするのがいいのかということで何回か意見を交わし、こういう河川にしたいという中で自然的なものを残した河川整備を行いたいという内容をホームページに載せ発信し、今年が1年目ということで、できることからやっていただくというような形で今進めています。

盛岡会長： そうすると、例えば今日の資料の芦屋市環境計画実施事業報告書もウェブで見ることができますか。

橋本環境担当次長： まだ、ホームページには掲載していません。

盛岡会長： そうですか。逆に言うと、こういう資料がいつの時期に皆さん方にきちんと見ることができるかというのは、すごく大事です。審議会に出された資料は公開ですので、誰にでも見られるようにしていただきたい。

橋本環境担当次長： わかりました。

畑中委員： 少し観点が違うような話になるかもしれませんが、ゴミ出しのマナーについて、市民の収集日に事業者がゴミを出しているというチェックは全くされていないのではないのでしょうか。事業者が、市のゴミの収集日に平気でゴミを出している姿を見ると残念になります。神戸市は開業されるときには、どのような業者さんと契約されていますかという関わるところまで追求されているように聞いています。そういった点が芦屋市は緩いと思うのと、あと資源ごみの回収報奨金を出されていますが、アルミ缶などを山積みにして自転車で資源ゴミの日に回収をされているような方がお

られます。それも大きな問題ではないかと思いますが、そういったところの意識付けも、市としてしっかりもってほしいと思います。

盛岡会長： 芦屋市環境保全率先実行計画について報告を受けましたが、この中の数値が、どんな意味を持っているのかあまりよくわかりません。数字を並べたら終わりということになって、本質的に努力で下がっているのとそうでないものもあり、努力で下がっているのはいいが、そうでないものまで成果としてカウントしないでほしいと思いますので、そこはよろしくをお願いします。

全体としてご覧になられているいろいろのご意見があろうかと思いますが、もう一度、前半の緑の基本計画のところに戻って追加としてご意見ございますか。

林委員： 非常に大きな課題で、言うべきか否かというのは悩むところですが、今、公園が指定管理者によって管理が任されていますが、きちんと管理運営計画を、公園ごとに作る必要があると思います。管理運営協議会を設置されているところがあると思いますが、そこでの議論というのは市民の利活用をどうするかというところにシフトしがちで、やはり、きちんと5年10年の長期計画あるいはその見直しをした上で、指定管理者に合致する体制をほとんどどこも今確立していないと思います。しようとはたぶん書けないと思いますが、そういう方向性を作っていく時代に来ていると思います。

盛岡会長： 総合公園については、芦屋発の参画型の制度ができたということで、大変すばらしいと思います。そこに隣接する管理者の違う公園は、どう管理するのかということがもうひとつよくわかりません。2つありまして、1つは住区公園です。もう1つは港湾緑地という2つは少しずつ性格が違う。芦屋市が直接関われるという部分でない部分がある。住区公園の方は、私も市民だから、草取りのレベルのことを超えた参画の枠組みの方に自治会を誘導していく体制で行おうとしましたが、なかなか難しく私が住んでいる街区の中だけでも精一杯です。少し基幹公園となると、自治会だけあっても連合的なものを育てて管理するというのを個々にもっていくのが難しい。我々としてもなんとか育てたいのですが、全部は維持管理できないのが実態であり、市民参加と言われてもなかなか難しい。そういう枠組みの方法を今日の緑の基本計画にあわせてお作りいただくことを願います。林先生にご指導いただいて。

林委員： 盛岡先生はそういう問題に直面しているお話もあると思いますが、どうしてもマニュアル的な世界になってしまいます。景観を5年度、10年後どう作っていくかとか、あるいはこの公園のビジョンをどうするかっていうのは実際には見えてこず、何回刈るかとかという話になってしまうので、やはりビジョンをどうするのか、指定管理者を出してしまうと、率直に言ってその市の設置者の方が公園というものがほとんど我事でなくなっていく。やはり管理運営計画をきちんとしていく時代になってくると思います。

盛岡会長： 多分、管理運営の基本方針をきちっと考えるという頭の部分と、実際に手足を動かして管理するという部分が、融合と少し分離が起こりかかっています。もう一度融合させないといけない。今までのように何が何でも市がやりますということから変わってきているのは事実です。変わる対極に少し行き過ぎたところがある。この辺をもう一度考えなさいというような部分がある。全国的に起こっていることですから。

竹内委員： 指定管理者に任ずという方法と、私の近くに西浜公園というところは市民、ほんとのボランティアの団体が、とっても上手に管理されています。ほんとにボランティアですけれども。だから、そういうことがたぶん他にもあると思いますの

で、もっと啓発の意味で広報に出していただくとか、それから、個人でいつもゴミ拾いされている方がおられる。だから、そういうところを出していただくことは、言い方は変かもしれませんが、表彰があるとか、こんなこともしている人がいますということで、一人一人の意識が高まるようにしていただく方法も考えていただいたほうがいいと思います。

盛岡会長： 市は、環境保全功労賞はないのですか。

橋本環境担当次長： 環境保全についてはありませんが、善行賞ということで、つつじ賞というものがあります。

盛岡会長： いろいろ活発なご意見をいただき、審議会としては、事務局で整理というより大きなブロックごとに再編成をしてもらい、意見を出された皆様方にお返しするというのを、ぜひよろしくお願いします。

今日の審議会は、以上で終わりますが、次回の日程のお知らせをいただいて、そのあと閉会について事務局にお返しいたします。

6 閉会

事務局（橋本）： 次回は、緑の基本計画（案）のパブリックコメント等をとりますので、11月の終わりから12月にかけての時期で開催させていただきたいと考えております。それでは、これをもちまして環境審議会終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会